

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和53年10月26日から54年2月16日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年2月16日であると認められることから、申立人の同社における被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和54年2月16日から同年4月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

私は、年金事務所からの通知を受けて厚生年金保険の記録を確認したところ、A社（実際に勤務していたのは、別の名称の事業所）からB社へ異動になった時期と思われる申立期間の記録が無いことが分かった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年10月26日から54年2月16日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月28日の後の同年4月2日付けで、53年10月26日に遡って行われていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社に係る離職日は昭和54年1月15日、B社に係る資格取得日は同年2月16日となっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人同様、同年4月2日付けで、遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出が行われている者が多数存在しており、これらの者のうち、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に被保険者資格を取得している者で、申立人が実際に勤務していたとする事業所（C社とされるが、当該事業所に係る商業登記簿は確認できない。以下「実際の勤務先」という。）に勤務していたとする複数の者（実際の勤務先の名目上の事業主であったとする者を含む。）の証言によると、申立人は、B社に雇用されるまで継続して勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、昭和53年10月26日まで遡及して申立人の被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、B社における雇用保険の資格取得日である54年2月16日であると認められる。

また、昭和53年10月26日から54年2月16日までの標準報酬月額については、申立人のA社における53年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和54年2月16日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び前述の複数の者の証言により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたものと認められる。

また、B社の当該期間当時の事業主に照会しても回答は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点の事業主は、「私の入社以前の事であり、当時の資料は無く、保険料控除を行ったかどうかは分からない。」と回答しているものの、実際の勤務先の名目上の事業主であったとする者は、「B社になった後も事業は継続しており、給与は支給され、保険料も控除されていた。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和54年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、前述の複数の者の証言等から、同社は当該期間において5人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、昭和54年2月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和54年4月の社会保険事務所の記録から22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているながら、適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年12月1日から3年9月11日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は2年12月1日、資格喪失日は3年9月11日であると認められることから、申立人の同社における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月1日から3年9月11日まで

私は、申立期間において、A社B店のC職として勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の記録が無かった。

厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年12月1日から3年9月11日までの期間については、オンライン記録によると、A社は、同年12月2日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所となった2年11月1日に遡及してその適用を取り消されており、それに伴い、申立人を含む全被保険者27人の同社に係る資格記録が取り消されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、同社に係る厚生年金保険の適用の取消理由について、D年金事務所は、「新規適用の取消しを決定した資料は残っておらず、当時の担当者も特定できなかったため、当該取消しに係る詳細は不明である。」と回答する一方、「当該事業所が新規適用となった平成2年11月1日時点で、最初から常用的従業員がいたと推定されるのであれば、法律上、その新規適用の取消処理は誤っていたものと推定

される。」とも回答しているところ、前述の 27 人の取消し前の記録及びこれらの者のうち、事情を聴取できた複数の者の証言から判断すると、同社は、少なくとも申立期間においては、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、前述の 27 人のうち、A社のE店でF事務を担当していたとする者は、「会社はほとんど保険料を納めていなかったのではないか。督促状が来て、呼出しにあっていた。」と述べていることから、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していた状況がうかがえる。

さらに、申立人は、「私は、B店のC職だったが、G職ではなく、経営や実際のH事務はE店で行っていた。」と主張しているところ、A社の商業登記簿謄本において、申立人がG職であったことは確認できない上、前述の 27 人のうち、同社のE店でI職をしていたとする者及び前述のE店でF事務を担当していたとする者は、「経営は会長と社長の二人でしていた。H事務は会長の配偶者が握っていた。申立人は、C職と言っても、店を提供して販売の拠点とするくらいのものだった。」「J事務は税理士が行っていた。私はF事務だけの担当で、あとは会長の配偶者が行っていた。申立人は、時々E店に来ていたが、一従業員に見えた。」とそれぞれ述べていることから、申立人は、前述の被保険者資格の取消処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の被保険者資格記録の取消処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められず、当該取消処理前の記録から、申立人のA社に係る資格取得日は平成2年12月1日、資格喪失日は3年9月11日であると認められる。

また、平成2年12月1日から3年9月11日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の被保険者資格記録の取消処理前の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年11月1日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、A社のB店に勤務していたとしているところ、前述の 27 人のうち、同社のB店に勤務していたと回答する複数の者及び申立人が同社のB店に勤務していたとする複数の者の被保険者資格記録の取消処理前の記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が最も早い者についても、取得日は申立人と同じ平成2年12月1日であることが確認できる。

また、A社の事業主及びG職は死亡又は所在不明により事情を聴取することができない上、前述の事情を聴取できた複数の者からも、当該期間に

係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録上、申立人並びに申立人がA社のB店の開設当初からいたとする申立人の配偶者及び別の一人については、当該期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、平成2年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成2年11月1日、資格喪失日は3年9月11日であると認められることから、申立人の同社における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額について、平成2年11月から3年4月までを12万6,000円、同年5月から同年6月までを16万円、同年7月から同年8月までを18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年9月11日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の記録が無いことを以前より疑問に思っていたところ、年金記録確認第三者委員会から照会を受け、同僚が年金記録確認の申立てを行っていることを知った。

私は、同社のB店のC事務担当者であったため、給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、A社は、平成3年12月2日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所となった2年11月1日に遡及してその適用を取り消されており、それに伴い、申立人を含む全被保険者27人の同社に係る資格記録が取り消されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、同社に係る厚生年金保険の適用の取消理由について、D年金事務所は、「新規適用の取消しを決定した資料は残っておらず、当時の担当者も特定できなかったため、当該取消しに係る詳細は不明である。」と回答する一方、「当該事業所が新規適用とな

った平成2年11月1日時点で、最初から常用的従業員がいたと推定されるのであれば、法律上、その新規適用の取消処理は誤っていたものと推定される。」とも回答しているところ、前述の27人の取消し前の記録及びこれらの者のうち、事情を聴取できた複数の者の証言から判断すると、同社は、少なくとも申立期間においては、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立人は、「会社はほとんど保険料を納めていなかったのではない。督促状が来て、呼出しにあっていた。」としており、前述の事情を聴取できた複数の者の中には、A社が社会保険料を納付していなかった旨述べる者もいることから、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していた状況がうかがえる。

さらに、前述の事情を聴取できた複数の者の中には、E事務は申立人と会長の配偶者が行っていたと述べる者がおり、申立人自身もB店のC事務担当者であったとしているものの、A社の商業登記簿謄本において、申立人がF職であったことは確認できない上、申立人は、「G事務は税理士が行っていた。私はC事務だけの担当で、あとは会長の配偶者が行っていた。」としており、申立人が同社のG事務を行っていたとする税理士は、「私が、新規適用の手続を行ったと思うし、従業員の資格喪失の手続も行ったかもしれない。」と述べているほか、同社のB店でH職をしていたとする者は、「経営は会長と社長の二人でしていた。経理は会長の配偶者が握っていた。」と述べていることから、申立人は、前述の被保険者資格の取消処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の被保険者資格記録の取消処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められず、当該取消処理前の記録から、申立人のA社に係る資格取得日は平成2年11月1日、資格喪失日は3年9月11日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の被保険者資格記録の取消処理前の社会保険事務所の記録から、平成2年11月から3年4月までを12万6,000円、3年5月から同年6月までを16万円、同年7月から同年8月までを18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月

私の年金記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未納期間となっていたが、A市から母が受け取った私の平成20年9月10日現在の「国民年金被保険者記録」では納付済期間となっているので、当該期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が本申立ての根拠としている「国民年金被保険者記録」は、平成20年9月10日現在の記録として、A市が申立人に交付したものであるが、同じくA市作成の申立人に係る「収納履歴情報」においては、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことは確認できず、同市は、申立期間の保険料について、「納付されていない。」とした上で、申立人の「国民年金被保険者記録」と「収納履歴情報」の内容が相違している理由について、「現年度納付された保険料については、金融機関において集約された納入済通知書を機械的に読み取ったデータが電算システムの収納履歴情報と国民年金被保険者記録に反映されていた。一方、過年度納付された保険料については、社会保険事務所（当時）から送付された資料をもとに収納履歴情報に入力し、国民年金被保険者記録に反映されていた。平成14年度に現年度保険料の収納事務が国に移管され、市が収納情報を管理する必要がなくなったことにより、社会保険事務所から納付記録情報が提供されなくなったため、以後の納付記録は社会保険事務所へ電話照会により確認することとなった。収納履歴情報は同年度以降入力されていないが、国民年金被保険者記録は、窓口来庁者への説明資料として利用しており、その際、電話照会を行い、記録を更新するようにしていたため相違すること

もあり得る。」と回答しており、同市の現在の国民年金担当者は、「申立期間の国民年金保険料については、収納履歴情報で確認できない以上、過年度納付されておらず、現年度納付された可能性も無い。申立人の平成20年9月10日現在の国民年金被保険者記録については、当時の担当者が入力を誤ったと回答せざるを得ず、訂正を求められたら訂正するしかないと思う。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の自身の国民年金保険料の納付について、母親が行っていたとしているところ、申立人の母親は、「支払わないといけないものは支払ったと思うので、本人が納付していないのであれば、私が申立期間の保険料を納付したと思うが、納付した時期、金額、方法については全く覚えていない。申立期間の分だけを納付したのか、まとめて納付したのかも分からない。」と述べており、申立期間に係る保険料について、具体的な納付状況までは確認することができない上、申立人については、申立期間直前の平成9年2月から同年5月までの期間に係る保険料についても未納となっているところ、申立人は、「支払っていないから申立てはしない。」としており、当該期間の直前及び申立期間直後の保険料がいずれも過年度納付されている状況を踏まえると、申立期間に係る保険料のみを現年度納付した状況はうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料については未納となっている上、申立期間直後の平成9年7月から同年12月までの期間に係る保険料は、11年8月11日に過年度納付されていることが確認できるところ、B社会保険事務所（当時）の平成11年度過年度収納対策実施スケジュールによると、11年7月に一定の要件に該当する保険料の未納者（当時、申立人は当該要件に該当する未納者である。）に対し、納付書が発行されていることが確認できるが、B年金事務所国民年金課長は、「平成11年7月に過年度分の納付書を発行する場合、申立期間（平成9年6月分）は含まれなかったと思う。」としている上、当該期間の保険料が納付された時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から51年3月まで

私は、昭和49年6月に退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、年金記録を確認したところ、申立期間が未納期間となっていた。

当時、私は、A社でB職をしており、国民年金保険料の納付書が送付されていれば、C銀行D出張所（現在は、C銀行D支店）で1期分ずつ納付していたと思うので、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月に退職した後、E社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、1期分ずつ納付していた旨主張しているものの、当該事務所は昭和51年10月に設置されている旨の説明を受け、「F市役所で行ったのではないか。」と主張を変更するなど、自身の国民年金の加入手続に関する記憶が明確ではない上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、51年6月7日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間に係る保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、過年度納付が可能であるが、申立人は、「国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」としている上、申立人が当該保険料を納付していたとするC銀行D支店の担当者は、「D支店が歳入代理店となったのは、昭和55年6月からである。」と回答していることから、申立期間当時、過年度分の保険料（国庫金）については、同行D出張所では、納付

できなかつたものと推認される。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。